

原子力災害対策指針の改正について（概要）

資料1

平成27年4月22日
原子力規制庁

◎赤字部分が主な改正事項
(黒字部分は従来の記載事項)

◎青字部分が主な改正事項
(黒字部分は従来の記載事項)

一般的な原子力発電所

福島第一原子力発電所



PAZ (概ね5キロ)	UPZ (概ね30キロ)	UPZ外
避難及び安定ヨウ素剤	屋内退避	
	必要に応じて段階的避難	屋内退避
		OILに基づく避難や一時移転等

PAZの設定は不要

PAZ (概ね5キロ)	UPZ (概ね30キロ)	UPZ外
避難指示区域からの退去		
	屋内退避 ※避難指示区域ではない地域	
東電福島第一原発の現状を考えると、大量の放射性物質が敷地外へ放出される事態は想定できない。		

あらかじめ範囲や距離は決めない

いつ、どの程度の放出があるか、事に限定することは合理的でない

緊急時には、施設の状態をもとに原子力規制委員会が必要性を判断

SPEEDIを使う必要がない

原子力災害指針から関連規定を削除

※以前の規制委員会決定に基づく改正
(平成26年10月8日)

安定ヨウ素剤の事前配布	安定ヨウ素剤の備蓄	安定ヨウ素剤の準備は不要
地域の実情に応じた防災体制(原子力災害への備え)		屋内退避指示の伝達体制 ※既存の防災体制を活用

自治体の事前準備

安定ヨウ素剤の準備は不要		
避難指示区域からの退去や屋内退避の指示を住民に伝達する体制の整備		